

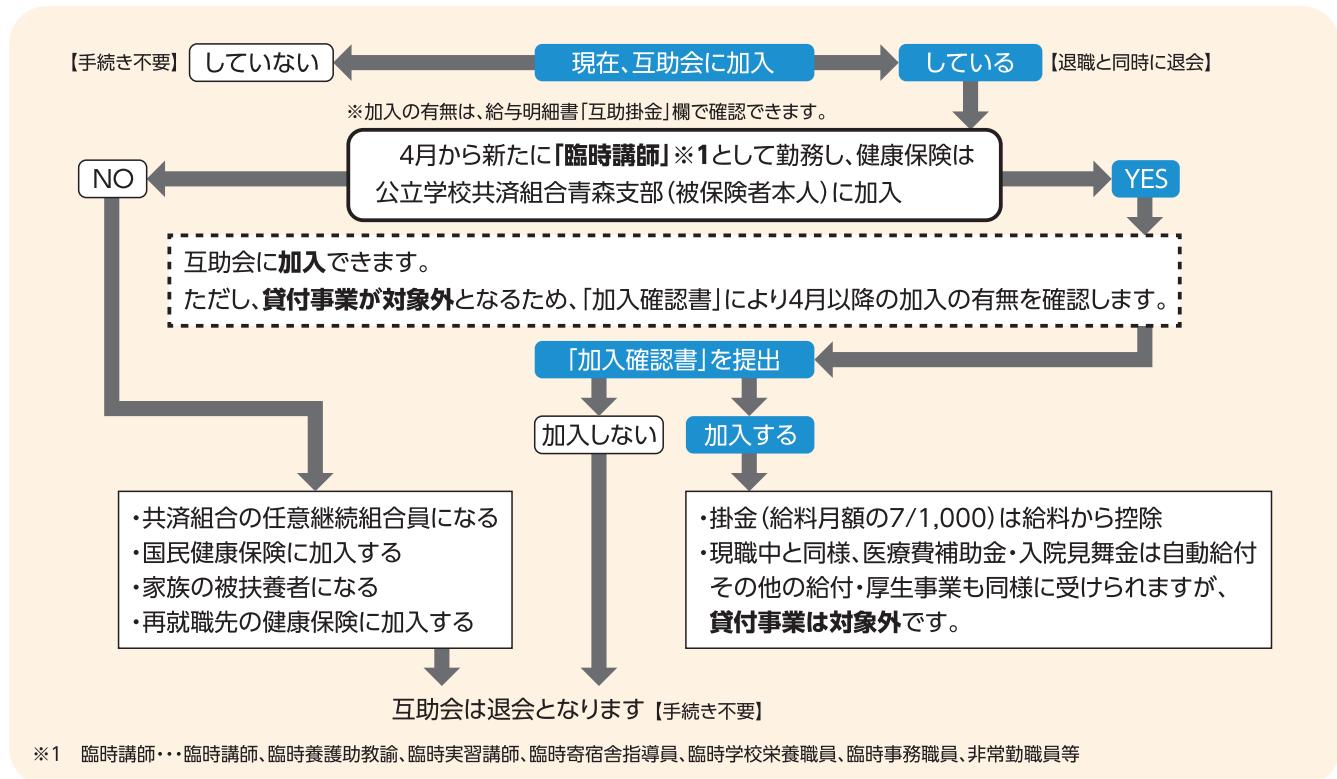
# 互助会からのお知らせ \退職に伴う互助会手続きについて /

## 1. 「加入確認書」の提出について

教職員互助会は、退職と同時に退会となります。

退会に係る手続きは不要ですが、**退職後、引き続き「臨時講師」※1として勤務する方は、「加入確認書」を提出してください。**

なお、「加入確認書」は、令和6年3月に退職し、4月から新たに勤務する場合に限り提出が必要です。(再任用終了の場合は不要です。)



**今年度60歳の会員が、定年引上げにより常勤職員として勤務する場合、  
互助会は引き続き加入の取り扱いとなります。(手続きは不要。)**

## 2. 在職中の給付・貸付について

### (1) 「医療費補助金」・「入院見舞金」について

在職中(令和6年3月診療分まで)の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、診療月の3カ月後に個人口座へ自動給付されます。

### (2) 「退職慰労金」について

10年以上在会して退会した場合、在会年数に応じた「退職慰労金」が、5月中旬に自動給付されます。

### (3) 「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金がある場合は、退職手当から控除されます。

また、他共済組合へ転出する場合、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

(1)～(3)ともに、手続きは不要ですが、(1)、(2)を給付するため、**届出済の個人口座は、7月末頃まで解約しないでください。**

## 3. 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。なお、「会員証」を紛失した場合、連絡や手続きは不要です。

お問い合わせ

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 青森県教育庁職員福利課内  
一般財団法人青森県教職員互助会  
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

互助会  
ホームページ

